

全国健康保険協会滋賀支部 健康宣言事業にかかる  
加入事業所への普及推進協力事業 公募要領

1. 目的

全国健康保険協会滋賀支部（以下「協会」という。）が実施する「健康宣言」事業の普及推進に向けて、協会加入事業所に対する健康宣言事業の訪問勧奨等の事業（以下「本事業」という。）に協力できる事業者を公募する。

2. 公募事業者数

若干数

3. 公募期間

随時受付（事業内容の変更等がない限り公募を継続）

4. 事業内容

本事業では、健康保険法またはその他の法令に反しない範囲で、次に掲げる事項に関して協力を求める。

（1）協会加入事業所に対する健康宣言事業の勧奨

（2）その他、（1）に付随する必要な業務・四半期ごとの報告（別紙5）

なお、協力事業者は、本事業に協力するにあたり、営利を直接の目的とする業務と明確に区別して実施するよう十分留意すること。

5. 応募方法

別紙「全国健康保険協会滋賀支部 健康宣言事業 協力応募申込書」に記入のうえ、8. で後述する添付書類を添えて、協会けんぽ滋賀支部（〒520-8513 大津市梅林 1-3-10 滋賀ビル 3階）へ郵送または持参にて提出すること。

6. 応募要件

次の要件の全てを満たす事業者であること。

- （1）滋賀県内の協会加入事業所に対して、健康宣言事業の普及推進に向けた協力業務を無償で提供できること。
- （2）本事業の協力事業者に選定された場合、選定後においても「健康宣言」に付随した商品等の創設は行わないこと。
- （3）健康経営アドバイザー有資格者の配置など本事業に関して十分な知識を有する体制があり、現に健康経営推進に関する事業を行う企業及び団体であること。
- （4）協会けんぽ加入者の健康増進等、加入者及び事業主の利益の実現を目的とした公益性の高い取組であることを十分に理解していること。
- （5）協会けんぽが民間企業の営利に当たる活動を行ってはならないことを十分に理解していること。
- （6）特定の業種において特定の企業が競争上有利とならないよう、協会けんぽが特定の企業以外と

の連携を排除しないことを十分に理解していること。

(7) 協会けんぽが特定の企業の事業を推奨していると第三者が解するような連携ではないこと。

(8) 政治的、宗教的な内容を含む取組ではないこと。

(9) 実施内容が社会秩序や公序良俗に反するものではないこと。

(10) その他法令、規則等に違反するものではないこと。

## 7. 選考方法

前記の応募要件を満たし、提出書類の内容から、健康宣言事業の普及推進に対して、非営利かつ公平公正な取組が期待され、協会けんぽ加入者及び事業主の利益の実現に適切に寄与できる企業及び団体と認められる事業者を選考する。

なお、選考にあたっては、当月分の応募書類をとりまとめ、翌月初旬に協会内に設置した選考委員会が評価項目に基づき評価した上で選定する。

## 8. 提出書類

①、②については各 8 部、③から⑤については各 1 部を提出すること。

① 全国健康保険協会滋賀支部 健康宣言事業にかかる加入事業所への普及推進協力事業応募申込書（別紙 1）及び企画書

② 事業者パンフレット

③ 保険料納付に係る申立書（別紙 2）（社会保険料納入証明書または領収書写しの添付要）

④ 全国健康保険協会の役職員であった者の再就職に関する調書（別紙 3）

⑤ 暴力団等排除の誓約書（別紙 4）

## 9. 選考結果

選考結果は、選考委員会の開催後に速やかに書面により通知する。

## 10. その他

本事業の普及推進にあたっては、別途、書面による覚書を締結することとする。

## 11. 問い合わせ先

全国健康保険協会滋賀支部 企画総務グループ 企画担当 電話：077-522-1099（番号 4）